

## 復興支援員の取扱いに関する協定書

一般社団法人おおくままちづくり公社から●●●に研修として配置される復興支援員（以下「支援員」という。）の身分取扱い等について、●●●（以下「甲」という。）と一般社団法人おおくままちづくり公社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

### （支援員の定義）

第1条 この協定において、支援員とは大熊町役場から委嘱を受けた上で乙から甲に研修を命ぜられ、研修期間中、甲に指示を受け、甲の業務に従事する者をいう。

### （支援員の身分）

第2条 乙は、支援員を乙の身分を有したまま甲に研修として配置するものとする。

2 支援員の甲における氏名、配属先、従事予定業務及び研修目的は別紙1のとおりとする。

### （研修期間）

第3条 研修期間は令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。ただし、研修期間に関し変更の必要性が生じた場合は、甲乙協議の上これを新たに定めるものとする。また、支援員、甲、乙いずれも継続の意志がある場合には、同一条件にて更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

2 支援員が乙を退職する場合には、本協定にいう研修は終了するものとする。

### （勤務時間等）

第4条 支援員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等の勤務条件に関しては、別紙2の通り、乙の一般職員に係る関係規定を適用するものとする。

2 支援員の乙における年次有給休暇の残日数については、これを甲が引継ぎ支援員に付与するものとする。

3 年次有給休暇が10日以上与えられる支援員に対しては、有給休暇が付与された日から1年以内に5日を取得させるものとする。

### （諸給与）

第5条 支援員の給与及び扶養手当、住居手当、通勤手当（以下「諸給与」という。）の待遇については、乙の規定に基づくものとする。

2 支援員に対する諸給与は、乙が乙の基準により支援員に直接支払う。ただし、残業手当、

深夜勤務については甲の負担とし、甲は、乙の請求に基づき指定する銀行口座に振り込む方法によって乙に支払うものとする。また、振込手数料は甲の負担とする。

(社会保険)

第6条 支援員の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険は、乙において資格を継続するものとする。

(旅費等)

第7条 甲の業務遂行に関連し発生した旅費等の費用（専ら乙の用務によるものを除く。）は、甲がその関係規定に基づいて支給する。

- 2 甲は業務遂行に必要となる物品を甲の責任で用意する。ただし、ノートパソコン、携帯電話は乙が支援員に貸与するものとする。

(健康診断)

第8条 支援員の健康診断は、乙が実施する。

(服務等に関する報告)

第9条 甲は、支援員に対する服務管理、勤怠管理を適切に行い、勤務状況について、乙の指定する書式を使用し、毎月5日までに内容を確認の上、乙に報告するものとする。

- 2 乙は、支援員の勤務状況、また健康状況等について、必要に応じ甲に報告を求めることができるものとする。

(副業・兼業)

第10条 支援員から副業・兼業の申し出があった場合は、甲乙協議の上、乙の規定に準じ取扱いを決定するものとする。

(機密保持)

第11条 甲、乙及び支援員は、研修期間中はもとより研修期間満了後においても、業務において知り得た甲、乙及び甲乙の関係先等の業務上の秘密（公知のものを除く。）を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報保護法への対応)

第12条 甲は、支援員の個人情報を業務遂行に必要な場合にのみ用いることとし、乙及び支援員の許可なく第三者に提供してはならない。

(分限及び懲戒)

第 13 条 支援員が甲において分限処分及び懲戒処分を必要とする事由が生じたときは、その都度甲乙協議の上、取扱いを決定するものとする。

(災害補償)

第 14 条 支援員の業務上の災害による補償については、乙の職員に適用される業務上の災害による補償に関する規定を適用して乙が補償するものとする。ただし、乙は、発生した災害の状況等について、必要に応じ甲に報告を求めることができるものとする。

(その他)

第 15 条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めるもののほか必要な事項があるときは、その都度甲乙誠意をもって協議の上定めるものとする。

上記協定の証として本書 2 通を作成し、それぞれ各 1 通を保有する。

令和●年●月●日

甲 住 所  
社 名  
代 表 者

乙 福島県双葉郡大熊町大字下野上字清水 307-1 番地  
一般社団法人おおくままちづくり公社  
代表理事 新保 隆志

別紙 1

1. 支援員の氏名、配属先、主たる業務及び研修期間

氏名	配属先	主たる従事予定業務	研修期間
			令和●年●月●日 から 令和●年●月●日 まで

2. 研修の目的

研修目的	上記業務を通じ、大熊町の発展に寄与すること。
------	------------------------

## 別紙 2

### 1. 勤務時間と休憩時間

勤務時間	休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。
休憩時間	休憩時間は1日の勤務が6時間を越える場合においては少なくとも45分、8時間を越える場合においては少なくとも1時間とし、それぞれ勤務時間の途中に置くものとする。
休憩時間の割振りは、業務の正常な運営に支障のないように考慮して、甲が定める。	

### 2. 休日

休 日
国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日についても同様とする。

### 3. 年次有給休暇

勤続暦 年区分	第1 暦年	第2 暦年	第3 暦年	第4 暦年	第5 暦年	第6 暦年	第7 暦年 以上
法定休 暇日数	10	11	12	14	16	18	20
繰り越し措置の際、使用した年次有給休暇日数に端数が生じた場合は、これを1日に切り捨てる。							

#### 4. 特別休暇

号	原因	期間
1	職務上の負傷又は疾病	その療養に必要と認める期間
2	結核性疾患	2年を越えない範囲内でその療養に必要と認める期間
3	生活習慣病及び精神科疾患	180日を越えない範囲内でその療養に必要と認める期間
4	前3号以外の負傷又は疾病	90日を越えない範囲内でその療養に必要と認める期間
5	伝染病予防法による交通遮断又は隔離	その都度必要と認める期間
6	風水震火災その他の非常災害による交通遮断	その都度必要と認める期間
7	風水震火災その他の天災地変等による職員の住居の滅失又は破壊	その都度必要と認める期間
8	前7号に定めるもののほか交通機関の事故等の不可抗力の事故	その都度必要と認める期間
9	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	その都度必要と認める期間
10	選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める期間
11	職員の出産	医師又は助産婦の証明に基づく出産の予定日前8週間以内（多肢妊娠の場合にあっては14週間以内）及び出産後8週間以内の期間
12	配偶者が出産する場合	3日以内の期間
13	生後満1歳に達しない子を男性職員が育てる場合	1日2回（1回に30分以内）
14	生理のため勤務に服することが困難な場合	その都度2日以内の期間
15	つわりのための休暇	10日以内の期間
16	夏季における家庭生活の充実等の場合	毎年7月1日から9月30日までの期間内における5日以内の期間
17	結婚する場合	7日以内の期間
18	配偶者及び子並びに父母の祭日の場合	その都度1日以内の期間
19	忌引のために勤務することが相当である場合	別表4の2に定める日数以内で必要と認められる期間
20	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、右に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合	7日以内 ・子の看護 ・子の機能回復訓練を受けさせる際の介助

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・子に健康診査、健康診断、又は予防接種を受けさせる際の付き添い</li> <li>・子が在籍する学校等が実施する行事参加</li> </ul>
--	--	--

5. 特別休暇（忌引き）

死 亡 し た 者		日 数
配 偶 者		10日
血 族	1 親等の直系尊属（父、母）	7日
	同 卑属（子）	5日
	2 親等の直系尊属（祖父母）	3日
	同 卑属（孫）	1日
	2 親等の傍系者（兄、弟、姉、妹）	3日
	3 親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日
姻 族	1 親等の直系尊属	3日
	同 卑属	1日
	2 親等の直系尊属	1日
	2 親等の傍系者	1日
	3 親等の傍系尊属	1日

備 考 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。